

平成15年度 雇用均等・児童家庭局
 予算概算要求の概要

少子化対策の推進と子育て支援の新たな展開そして多様な働き方を目指して

少子化の流れを変えるため、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を国民一人一人が強く感じることができるとともに、他府省とも連携しながら少子化対策を展開する。

また、厳しい状況に直面する子どもたちの「食」や「性」の問題に積極的に対応する。

このため、子どものしあわせを第一に考えながら、子育て家庭を社会全体で支援することとし、地域における子育て支援体制や保育対策の充実を図るとともに、子育て生活に配慮した働き方の改革を推進するなど、各種施策を総合的に実施する。また、食を通じた子どもの健全育成や、望まない妊娠を減らすための事業を展開する。

さらに、増大する母子家庭等について、子育て支援や就労支援等の施策を大幅に充実する。

《 主要事項 》

◎ 次世代の育成を支援する少子化対策の推進 10,615億円

		頁
1 地域社会を通じた子育て家庭支援の拡充	2,216億円	2
2 多様な保育サービスの充実	5,009億円	5
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	64億円	7
4 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実	244億円	8
5 児童虐待防止対策の充実など子どもや家庭の安心・安全の確保	88億円	10
6 母子家庭等自立支援対策の展開	2,692億円	12
7 施設の整備		15
8 運営の充実		17
(別紙) 新エンゼルプラン		18

◎ 多様な働き方を可能とする労働環境の整備 39億円

1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境整備	24億円	19
2 男女雇用機会均等の確保対策の充実	17億円	20

	15年度概算要求額	(うち一般会計)	(うち特別会計)
局 合 計	10,654億円	(10,220億円)	[434億円]
児童福祉関係	10,526億円	(10,203億円)	[323億円]
労働関係	128億円	(17億円)	[111億円]

次世代の育成を支援する少子化対策の推進

《 214,556百万円 → 221,623百万円 》

地域社会を通じた子育て家庭支援対策の拡充

(1) 市町村における子育て支援体制の強化

(新) ○ 子育て支援総合サービス提供事業の創設 2,640百万円

一時保育や病後児保育、つどいの広場事業さらにはNPOが実施するさまざまな子育て支援事業など、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター（仮称）」を地域子育て支援センター、市町村社協等に配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う。

(新) ○ 子育て支援委員会の設置 165百万円

主任児童委員等を中心とした子育て支援委員会を小学校区ごとに設置し、地域における子育て支援の具体的な事業の企画立案等を行うとともに、支援委員会のネットワークづくりを行う。

(新) ○ 子育てバリアフリー化などの推進 3,102百万円

公共施設等への託児室や授乳コーナーの設置、体育館等へのキッズスペースの整備及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等の子育てバリアフリー化の推進、「少子化の流れを変える推進協議会」の開催など、市町村の取組みを強化する事業を実施する。

○ 子育て短期支援事業の拡充 972百万円

児童福祉施設を利用して短期入所等を行う子育て短期支援事業を拡充し、育児疲れ等の身体的・精神的な負担軽減が必要な場合などに広く利用できるようにする。

(2) 地域の子育て支援の充実

○ 地域子育て支援センターの拡充

5, 060百万円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。また、地域子育て支援センター間の連絡調整や虐待や非行等に関する相談等を行う基幹型センターを整備し、一層の充実を図る。

2, 400か所 → 2, 700か所

○ つどいの広場事業の拡大

150百万円

主に乳幼児（特に0～3歳）をもつ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する「つどいの広場」のか所数の増を図り、子育て不安の軽減や地域からの孤立化の解消を図る。

65か所 → 85か所

○ 子育てNPO等に対する支援の推進

25百万円

子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーの育成支援を行う。

(3) 児童の健全育成事業の推進

○ 放課後児童クラブの拡充

7, 432百万円

大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15, 000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れに係る補助要件の緩和、障害児通園事業との連携、障害児（者）施設との職員交流など障害児への対応の向上を図る。

放課後児童クラブ 10, 800クラブ → 11, 600クラブ

(新) ○ 子どもたちの出会い・ふれあい交流事業の創設

261百万円

年長児童等が赤ちゃんと出会い、ふれあう機会を作り、自分以外の者への関心を深め、共感する能力を高めることにより、将来の育児不安の防止や虐待の予防に資する。

(新) ○ 児童館を中心とした地域の健全育成活動

499百万円

児童館を中心とした中・高校生の居場所づくり、絵本の読み聞かせや公園などを活用した遊びの指導等、新たな子育て支援事業に総合的に取り組むことにより児童館の活性化を図る。

○ 乳幼児健康支援一時預かり事業の推進

1,787百万円

350市町村 → 425市町村

○ 児童手当国庫負担金

188,394百万円

(4) ファミリー・サポート・センターの設置促進

2,568百万円

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

286か所 → 379か所(本部)

多様な保育サービスの充実

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進

○ 保育所の受入れ児童数の増大

33,562百万円

待機児童ゼロ作戦及び新エンゼルプランを推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

- ・ 保育所運営費 (14,792百万円)
195.5万人 → 200.0万人 (+4.5万人)
- ・ 保育所緊急整備 (18,770百万円)

○ 送迎保育ステーション事業の拡充

102百万円

送迎保育ステーションの送迎バスを活用して、現在実施している保育所入所児童に加え放課後児童を夜間受入れ可能な保育所に送るなど、市町村が創意工夫のある事業が実施できるよう補助対象事業を拡大する。

○ 家庭的保育事業の充実

1,255百万円

保育者（保育ママ）の自宅で少人数の保育を行う事業について、利用日数の条件緩和など、子どもの保育需要に応じたサービスの提供を行うとともに、保育所を通じた事業の実施を可能とする。

(新) (2) 特定保育事業の創設

1,119百万円

親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週に2、3日程度、又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを創設する。

(3) 多様な保育サービスの提供

○ 延長保育の推進 30,524百万円

10,000か所 → 11,500か所

○ 休日保育の推進 254百万円

利用児童数に応じた件数払い方式へ移行

450か所 → 500か所

○ 一時保育の推進 2,430百万円

3,500か所 → 4,500か所

○ 障害児保育の拡充 3,408百万円

加算制度の導入

10,525人 → 10,917人

○ 保育所地域活動事業の充実 1,180百万円

- ・ 保育所分園推進事業の拡充
- ・ 小学校低学年児童の受入れの拡充
- ・ メニュー事業の統合

子育て生活に配慮した働き方の改革

(新) ○ 育児休業を取得しやすい職場づくり 507百万円

育児休業の取得率、看護休暇制度の普及率等について設定する具体的な目標の達成に向けて、事業主等に対して、中央・地方を通じた働きかけや広報・啓発を行うとともに、育児休業の取得促進に積極的な企業に対する育児休業取得促進奨励金（仮称）を創設する。

(新) ○ 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施 293百万円

子育てや自己啓発など、個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、業種ごとに短時間正社員制度導入のためのモデルを開発し、その普及を図る。

○ 家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及促進 2,654百万円

子育てなどを行う労働者が働きやすい職場の環境整備を図るため、仕事と家庭の両立のしやすさを示す指標（両立指標）を活用して、企業診断による相談援助を行うなど、「家庭にやさしい企業」の普及に取り組む。

乳幼児から思春期までの子どもの健康の確保、母子医療体制の充実

(1) 子どもの健康・医療の確保 3, 881百万円

(新) ○ 「食育」「性育(仮称)」「いいお産」の推進 270百万円

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成(「食育」)、思いやりのある行動がとれるようにし、望まない妊娠をなくすための性に関する理解の促進(「性育」)、安全で満足できるお産(「いいお産」)に関する知識の普及を図る。

○ 子ども家庭総合研究の推進 698百万円

乳幼児の障害の予防及び母性並びに乳幼児の健康の保持増進や児童の健全育成等に関する総合的な研究をするとともに、小児科・産婦人科医の意識や勤務の現状を踏まえ、若手医師の確保や資質の向上のための研究を行う。

○ 小児医療施設の整備

小児医療施設の基準面積改善 (最大1,300㎡ → 4,000㎡)

(2) 周産期医療などの体制の整備 4, 743百万円

○ 周産期医療ネットワークの整備 190百万円

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保。

28都道府県 → 37都道府県

○ 総合周産期母子医療センター運営費 480百万円
26か所 → 32か所

○ 不妊専門相談センターの整備 121百万円
36か所 → 42か所

(3) 小児慢性特定疾患患者に対する支援 15,750百万円

長期間の治療が必要な慢性疾患がある子どもの医療の負担の軽減を安定的に
図るとともに、疾患の克服を目指した研究を推進するなど、小児慢性特定疾患
患者への支援を総合的に推進する。

○ 小児慢性特定疾患治療研究事業 9,450百万円
小児慢性特定疾患がある患者の医療等の推進方策について検討を進める。

○ 難治性疾患克服研究経費（厚生科学課に一括計上） 6,300百万円
従来の研究を再編し、難治性疾患に関する診断・治療法等に関する重点的な
研究を実施する。